

OneTwo スポーツクラブ規約



第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本クラブは、「OneTwo スポーツクラブ」(以下「クラブ」という)と総称する。

第 2 条 (所在地)

本クラブは、東京都中央区築地 2-7-3 を所在地とする。

第 3 条 (目的)

本クラブは、スポーツを通じて、心身の健康維持及び体力増進を図るとともに、生きがいの創造に寄与し、会員相互の親睦を図り、明朗健全な会員制クラブとすることを目的とする。

第 2 章 会員

第 4 条 (会員)

本クラブは会員制とし、会員はクラブに登録するものとする。

第 5 条 (会員資格)

1. 入会者は、心身共に健全で、本クラブの趣旨に賛同し、本クラブ規約に同意しクラブが入会を認めた方を会員とする。
2. 皮膚病、伝染病及び医師に運動不適切と診断された方、刺青のある方は会員資格がないものとする。あくまでも、自己管理能力を有する方に限る。

第 6 条 (入会手続)

本クラブへ入会を希望される方は、所定の入会申し込み手続きを行い、所定の入会金、会費をクラブに納入した時に会員となる。

第 7 条 (入会金)

入会金は、別に定める金額を納入しなければならない。

第 8 条 (会費)

会費は、別に定める金額の会費等を所定の方法で支払う。

第 9 条 (会費等の不返還)

一旦納入された入会金、会費についての払い戻しは、理由のいかんを問わず行わない。

第 10 条 (会員証)

1. 本クラブは、入会した会員に対して会員証を発行する。
2. 会員は、クラブ施設を利用するには会員証を提示しなければならない。

3. 会員証は記名式とし、本人のみの使用とする。
4. 会員は、会員証を紛失または破損した場合には、再発行の手続きをとらなければならない。再発行の際には、会員は所定の再発行手数料を支払うものとする。

第 11 条 (休会)

1. 会員は、休会することができる。休会を希望する会員は、会員証を添付の上、所定の申請書にて届か出るものとする。(休会は、1ヶ月以上休む場合をいう。)
2. 休会期間中は、会費の支払いを免除される。但し、所定の休会手続費を支払うものとする。

第 12 条 (復会)

1. 休会届出時の休会期間が経過すると自動的に復会となり、会員は復会となった月より会費を支払うものとする。
2. 休会期間中に復会を希望する場合には、所定の申請書にて届け出るものとし、復会日より会費を支払うものとする。

第 13 条 (退会)

会員が退会しようとする時は、会員証を添付の上、所定の申請書にて届け出るものとする。但し、郵送による届出はできないものとする。

第 3 章 会員の権利及び義務

第 14 条 (事故責任)

1. 会員のクラブ利用に際して生じた人的・物的事故に関しては、クラブは一切の損害賠償の責を追わないものとする。会員以外のクラブ施設利用者についても同様とする。
2. 会員のクラブ利用に際して生じた盗難、紛失については、クラブは一切損害賠償の責を追わないものとする。会員以外のクラブ施設利用者についても同様とする。
3. 会員がクラブ施設利用中に、自己の責任に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害の責を追うものとする。会員と同伴した方については、会員が連帯して賠償の責を追うものとする。

第 15 条 (変更事項)

会員は、住所、連絡先及びその他入会申込書記載に変更のあった場合には、速やかに所定の届出書にて、届けるものとする。

第 16 条 (資格喪失)

会員は次の場合には、会員資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

第 17 条 (除名)

会員が次の項目の一つでも該当した場合は、その会員を除名することができる。

1. 本規約その他、本クラブの定める規則に違反した場合。
2. 本クラブの名誉、信用を傷つけ、又は秩序を乱した場合。
3. 本クラブの施設、設備等を故意に破損した場合。
4. 会費その他の支払いを期限までに納入しなかった場合。
5. 第 2 章第 5 条に定める会員としての条件に欠けていることが明らかになった場合。
6. その他会員としての品位を損なうと認められる非行のあった場合。

第 4 章 その他

第 18 条 (施設の利用制限及び閉鎖)

本クラブは、次の場合施設の全部もしくは一部を閉鎖することがある。

この場合会員は、補償その他なんらかの請求、異議申し立てすることが出来ない。

1. 天災・地変・社会情勢・経済情勢の著しい変化その他やむをえない事由により開場が不可能な時。
2. 本クラブの施設の改造、補修、点検等を行う時。
3. 法令の制定、改廃あるいは行政指導等による場合。
4. 本クラブの都合により重大な事由がある時。
5. 本クラブ所属選手の試合興業の時。

第 19 条 (ビジターの利用)

1. クラブ会員が同伴する会員以外の方(以下、同伴ビジターという)は、営業時間内クラブ施設を利用することができる。
2. 同伴ビジターのクラブ施設の利用条件は、同伴した会員に準ずるものとする。
3. クラブ会員は、同伴ビジターのクラブ施設内での行為について一切の責任を負うものとする。
4. 同伴ビジターは、クラブ施設利用に際し、所定の利用料を支払うものとする。

第 20 条 (休業日)

本クラブは、年間の日曜日・祭日を休業日として定めるものとする。その他の休業日については、クラブが別に定める。

第 21 条 (利用規定)

本クラブの規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は、利用規定による他、必要に応じクラブがこれを定めるものとする。

第 22 条 (改正)

本規約の改正・変更は、クラブの定めるところによるものとし、クラブに関するその他の諸規則についても同様として、その効力はすべての会員におよぶものとする。

以上



東京都中央区築地 2-7-3 築地マインビル B1

TEL&FAX 03-3541-1212

<http://www.onetwo-sports.com/>